

議案第 31 号

伊丹市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市手数料条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 25 日 提出

伊丹市長 中 田 慎 也

理 由

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 47 号）によるマンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）の一部改正に伴うほか，市道幅員証明に係る手数料を廃止するため。

伊丹市手数料条例の一部を改正する条例（令和８年伊丹市条例第　　号）

伊丹市手数料条例（平成１２年伊丹市条例第７号）の一部を次のように改正する。

別表第１中第３０号を削り，第３１号を第３０号とし，第３２号を第３１号とする。

別表第２第５１号の１０中「要除却認定マンションの建替え」を「要除却等認定マンションの建替え又は更新」に改め，「容積率」の右に「又は各部分の高さ」を加える。

付　　則

この条例は，令和８年４月１日から施行する。